

大口町告示第116号

大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）附則第24条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年11月18日

大口町長 鈴木 雅 博

附 則

この告示は、大口町税条例の一部を改正する条例（令和2年大口町条例第16号）附則第24条の施行の日（令和3年1月1日）から施行する。